

おぐに社協指定障害者福祉サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人小国町社会福祉協議会が開設する指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護・指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、必要な障害児及び障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事、並びにこれらに付随する生活等に関する相談及び助言、生活全般にわたる日常生活支援を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 おぐに社協指定障害者福祉サービス事業所
- (2) 所在地 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 604 番地 2（小国町老人福祉センター内）

(職員の職種及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 国の定める基準数
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護・指定重度訪問介護の利用の申込みに係わる調整、介護員等に対する技術指導、訪問介護・重度訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 介護員 国の定める基準数以上
介護員は、指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 7 時から 22 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供する主な対象者)

第 6 条 事業所で行う指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害児及び身体障害者
- (2) 知的障害児及び知的障害者
- (3) 精神障害児及び精神障害者

(指定居宅介護・指定重度訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護・指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護及び身体の清拭
 - ⑤ その他
- (3) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買物
 - ⑤ その他
- (4) 日常生活支援に関する内容

全身障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方への身体介護や家事援助、見守りなど生活全般

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者(以下「利用者等」という。)から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費の支払いを受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を利用者等に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小国町全地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護員等は、指定居宅介護・指定重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。なお、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、従業者等の清潔及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定居宅介護・指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護・指定重度訪問介護に関し、法 48 条第 1 項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者に対する虐待を未然に防止し、早期発見を行い、迅速かつ適切な対応を図るため次のことを行うものとする。

(1) 虐待の防止を啓発・普及する為、職員に対する研修を年 1 回以上実施する。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定し、設置する。

(3) 成年後見人制度の利用支援を行う。

(4) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者へ周知徹底する。

(5) 虐待防止のための指針を整備する。

(身体拘束の禁止)

第 14 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、身体拘束、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(事業継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人小国町社会福祉協議会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 平成 15 年 4 月 1 日制定のおぐに社協身体障害者居宅介護事業所運営規程及びおぐに社協知的障害者居宅介護事業所運営規程は廃止する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 21 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。